組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

I_{13}	ア　平成13年度市場公募都市に係るもの	0.016
	イ　平成13年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.000

J_n　住宅宅地関連公共施設整備促進事業等に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

K_{13}	ア　平成13年度市場公募都市に係るもの	0.007
	イ　平成13年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.014
K_{14}	ア　平成14年度市場公募都市に係るもの	0.004
	イ　平成14年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.009

K_{15} ＝ 0.004

K_{16} ＝ 0.002

K_{17}	ア　平成17年度市場公募都市に係るもの	0.008
	イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.000
K_{18}	ア　平成18年度市場公募都市に係るもの	0.008
	イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.017

L_n　新幹線鉄道整備事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

M_6 ＝ 0.017

M_7 ＝ 0.022

M_8 ＝ 0.006

M_9 ＝ 0.010

組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

I_{12}	ア　平成12年度市場公募都市に係るもの	0.016
	イ　平成12年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.000
I_{13}	ア　平成13年度市場公募都市に係るもの	0.016
	イ　平成13年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.000

J_n　住宅宅地関連公共施設整備促進事業等に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

K_{12}	ア　平成12年度市場公募都市に係るもの	0.010
	イ　平成12年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.014
K_{13}	ア　平成13年度市場公募都市に係るもの	0.007
	イ　平成13年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.014
K_{14}	ア　平成14年度市場公募都市に係るもの	0.004
	イ　平成14年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.009

K_{15} ＝ 0.004

K_{16} ＝ 0.002

K_{17}	ア　平成17年度市場公募都市に係るもの	0.008
	イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.017
K_{18}	ア　平成18年度市場公募都市に係るもの	0.008
	イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.017

L_n　新幹線鉄道整備事業に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

M_6 ＝ 0.017

M_7 ＝ 0.022

M_8 ＝ 0.006

M_9 ＝ 0.010